

第 2 章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

鹿児島県西之表市馬毛島が位置する南西地域は、南北約 1,200km と本州の南北の長さ匹敵する広大な地域でありながら自衛隊の活動基盤に乏しく、これまで与那国島、宮古島及び奄美大島に警備部隊等の配備を行ってきましたが、島嶼部において陸海空自衛隊が訓練・活動を行い得る施設や整備補給等後方支援における活動を行い得る施設は限定的であり、南西地域における自衛隊の訓練施設、緊急時の活動場所を整備することは、わが国の防衛上、極めて重要な課題となっています。

また、年間を通じてアジア太平洋地域で恒常的に活動を行っている米空母の存在は、この地域を安定させる上で極めて重要な抑止力、対処力となっていますが、現在、米空母のプレゼンスの維持に不可欠な Field Carrier Landing Practice (空母艦載機着陸訓練。以下「FCLP」という。) が暫定的に実施されている硫黄島は、空母艦載機の拠点である岩国飛行場から遠く、緊急着陸用の飛行場が確保できず、安全性に大きな懸念があることから、恒久的な FCLP 施設の確保が安全保障上の重要かつ喫緊の課題となっています。

本事業は、かかる安全保障上の重要かつ喫緊の課題を解決するため、馬毛島において自衛隊施設を整備し、併せて、その施設を米軍による FCLP のための施設として活用することを目的として、滑走路等の飛行場施設及びその他の施設の早期の運用開始を目指し整備するものです。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象事業の種類

飛行場及びその施設の設置

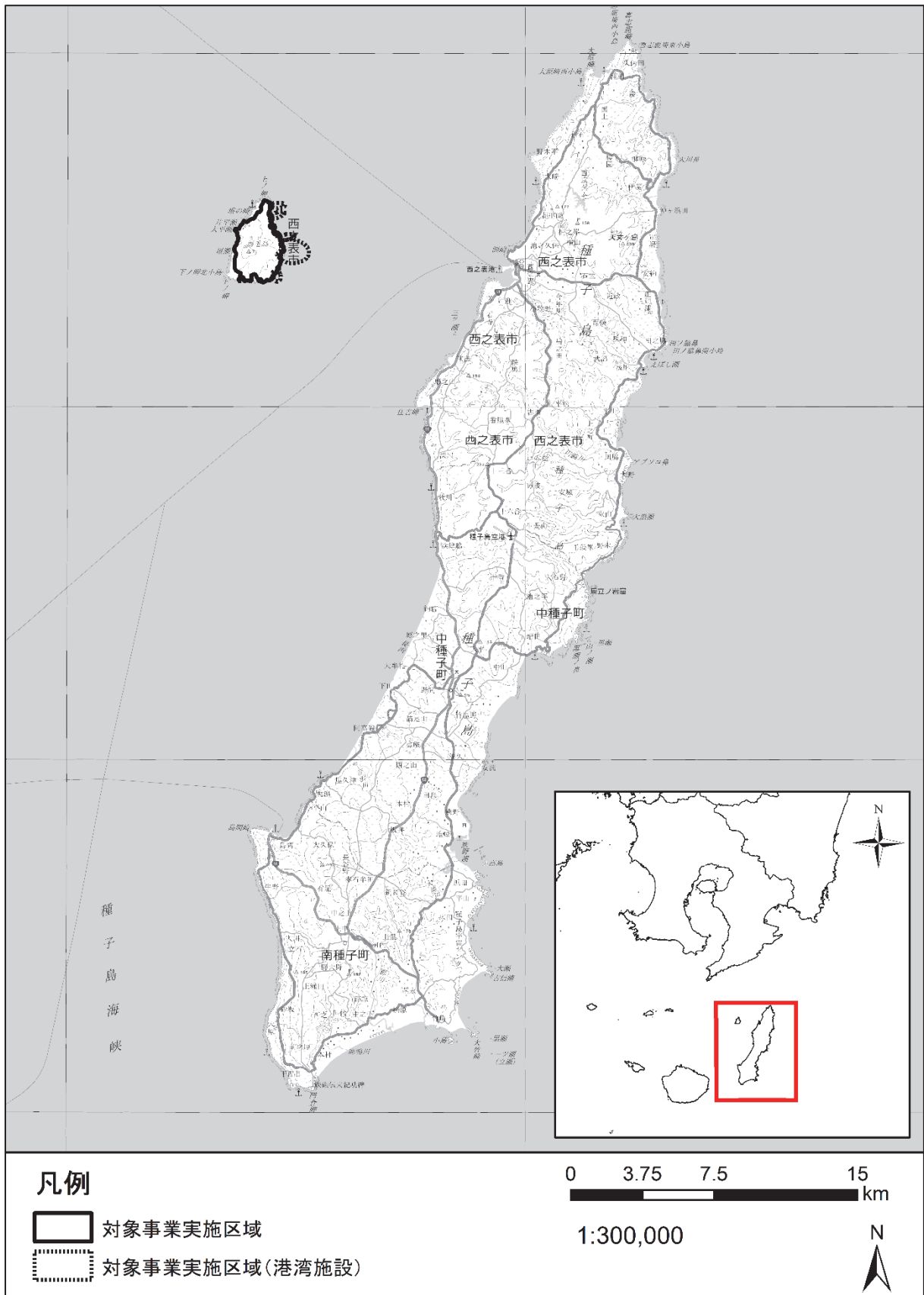
2.2.2 対象事業実施区域の位置

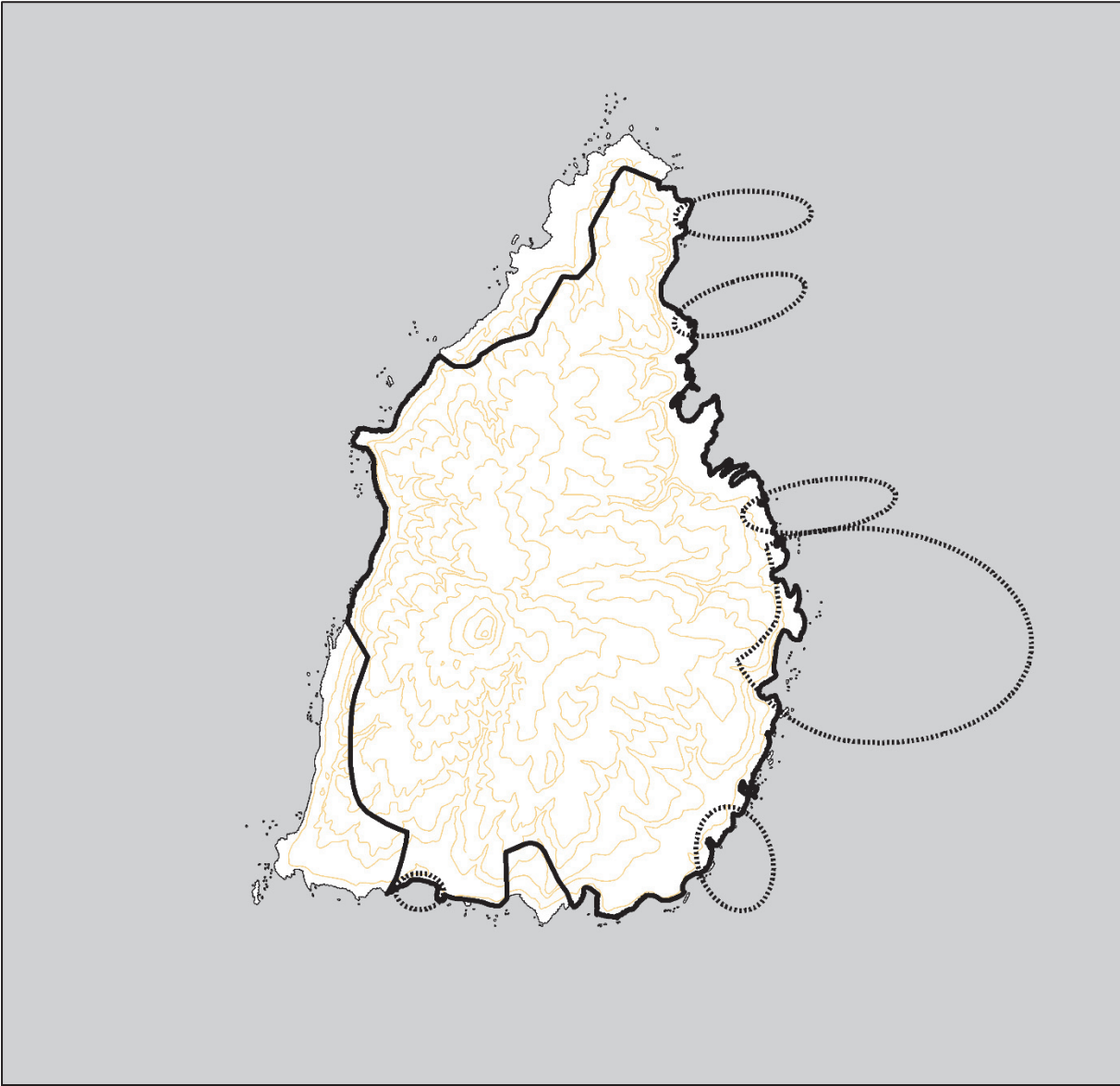
対象事業実施区域は、図-2.2.1 に示すとおりであり、鹿児島県西之表市馬毛島の島内（実線で囲まれた範囲内）及びその周辺海域（破線で囲まれた範囲内）となっています。

具体的には、島内の保安林などの自然環境等を保全するため、島内の一部を除く、実線で囲まれた範囲内において、飛行場施設及び飛行場関連施設を設置する計画です。

また、馬毛島の周辺海域の破線で囲まれた範囲内において、係留施設等、揚陸施設、仮設栈橋といった港湾施設を設置する計画です。

なお、対象事業実施区域の内外に外周道路を整備する計画ですが、当該外周道路は、島内の警備や崖崩れ等の保守点検など、島内の大規模な国有地を良好な状態で維持・保存し、適正な方法で管理することを目的としており、本事業と目的を異にし、かつ、構想及び決定の時期も異なることから、本事業の対象としていません。





凡例



対象事業実施区域



対象事業実施区域(港湾施設)

※対象事業実施区域の面積：約 718ha

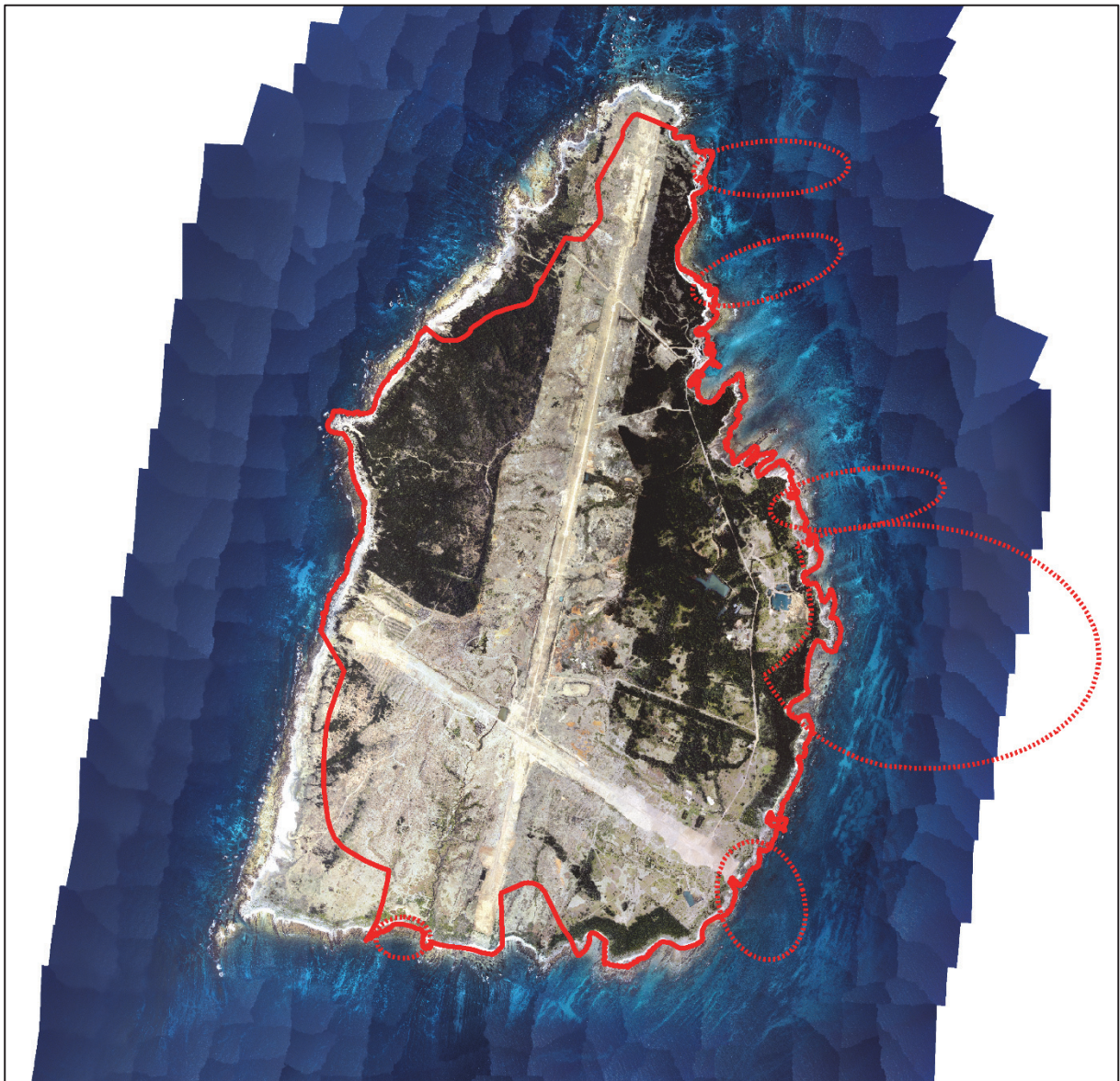
対象事業実施区域(港湾施設)の面積：約 215ha(海域部分のみ)



1:40,000



図-2.2.1(2) 対象事業実施区域(詳細図)



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(港湾施設)

0 0.45 0.9 1.8 km

1:35,000



写真 平成 31 年 2 月撮影

図-2. 2. 1(3) 対象事業実施区域 (詳細図 : 空中写真)

2.2.3 対象事業の規模

滑走路の長さは2,450m（主滑走路）及び1,830m（横風用滑走路）を予定しています。

2.2.4 対象事業に係る飛行場の使用を予定する航空機の種類

本事業において整備される飛行場（以下「本飛行場」という。）は、自衛隊機による使用のほか、FCLPに伴う米軍機による使用を主に想定しています。

現時点では、F-15、F-2、F-35A、F-35B、C-130、C-2、US-2、KC-767、CH-47、UH-60、V-22 等の自衛隊機を主に使用することを想定しています。ただし、上記以外の装備品を使用する可能性があります。

また、本飛行場におけるFCLPに伴い、F/A-18、E/A-18、E-2、C-2等の米軍機を主に使用することを想定しています。



F-15（日）



F-2（日）



F-35A（日）



F-35B（日）（イメージ）



C-130（日）



C-2（日）



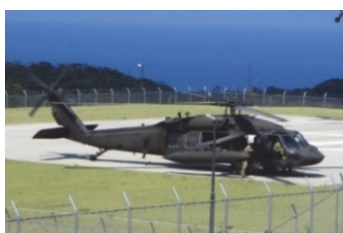
US-2（日）



KC-767（日）



CH-47（日）



UH-60（日）



V-22（日）

図-2.2.2(1) 本飛行場で主に使用する航空機の写真(1)



F/A-18 (米)



E/A-18 (米)



E-2 (米)



C-2 (米)

図-2.2.2(2) 本飛行場で主に使用する航空機の写真(2)

2.2.5 対象事業に係る施設の概要

本事業において馬毛島に整備される新たな自衛隊施設（以下「本施設」という。）は、自衛隊の訓練のために使用するほか、わが国島嶼部に対する攻撃への対処のための活動場所として、また、災害等発生の際の一時的な集積・展開地として活用します。

本施設における自衛隊の運用については、今後、具体的な内容を決定することとしていますが、現時点においては、馬毛島において約150～200名程度が施設の管理・運営のため恒常的に勤務し、訓練実施の際には必要な要員が滞在することを想定しています。

併せて、本施設については、米軍による恒久的なFCLP施設として活用されます。ただし、米軍はFCLP期間中のみ滞在し、常駐することは想定していません。

本事業においては、飛行場施設及び飛行場関連施設として、滑走路、誘導路等の飛行場施設のほか、駐機場等施設、航空保安施設、格納庫、飛行場支援施設等、貯蔵関連施設及び訓練施設の飛行場関連施設を整備する計画です（図-2.2.1、図-2.2.3参照）。

また、飛行場施設及び飛行場関連施設の整備に併せ、港湾施設（係留施設等、揚陸施設及び仮設栈橋を指す。）を整備する計画であり、その位置及び具体的な内容は、今後の検討を踏まえて決定することとなります。（図-2.2.1、図-2.2.3参照）。

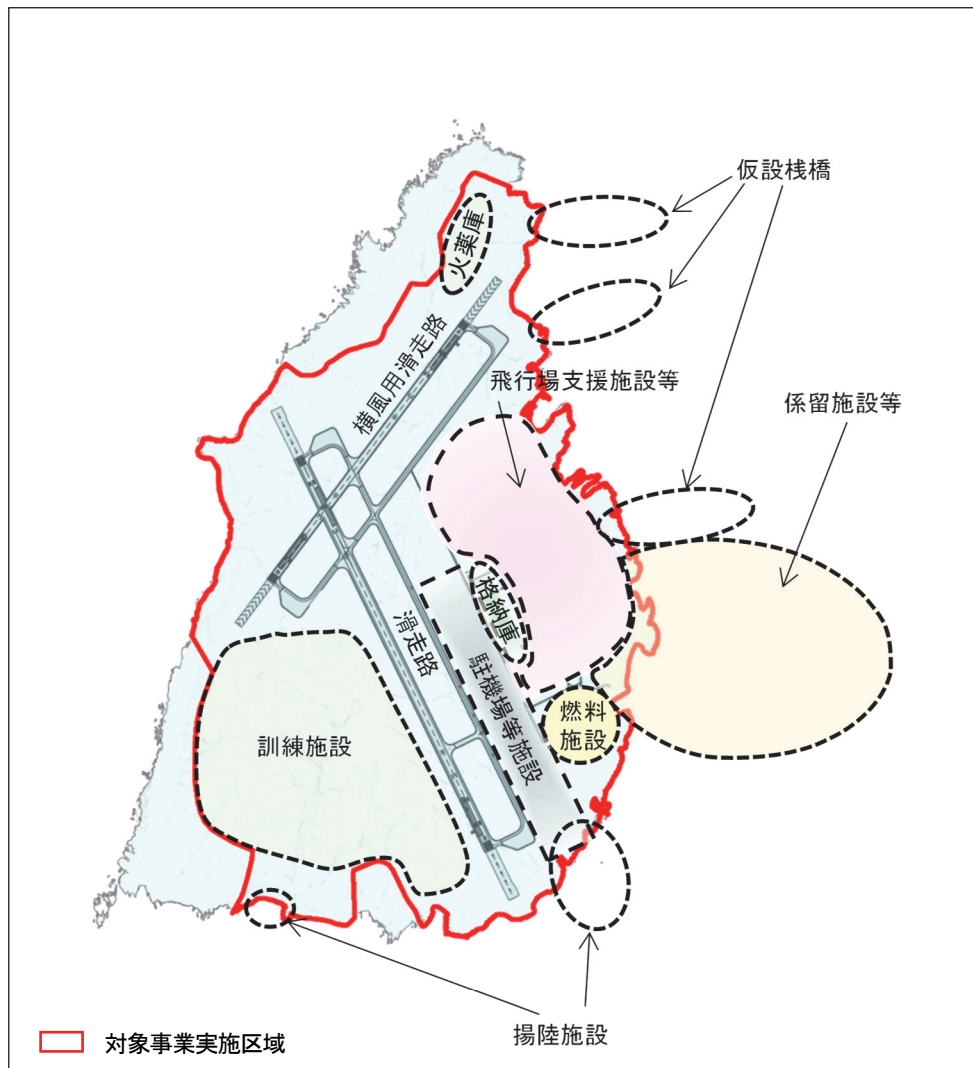


図-2.2.3 施設全体配置図

(1) 飛行場施設及び飛行場関連施設の概要

1) 飛行場施設

(a) 滑走路

滑走路については、自衛隊及び米軍の所要等を踏まえ、長さ 2,450m の主滑走路と長さ 1,830m の横風用滑走路の 2 本の滑走路を「く」の字型に配置します。

a) 主滑走路

主滑走路の方向については、北北西-南南東の方向に配置しており、これは、Ⅰ. 馬毛島における風向き、Ⅱ. FCLP の飛行経路及びⅢ. 飛行場整備の環境保全・工期短縮を総合的に勘案して計画したものです。

このうち、Ⅰ. 馬毛島における風向きについては、航空機が風に向かって離陸を行うことから、安全な離陸のためには、滑走路を主たる風の方向又はこれに近い方向とする必要があります。また、Ⅱ. FCLP の飛行経路については、FCLP 時に空母艦載機の飛行経路を種子島からできる限り遠ざけるよう配慮する必要があります。さ

らに、Ⅲ. 飛行場整備の環境保全・工期短縮については、飛行場の整備に当たり環境保全に配慮するほか、環境負荷が大きく、工期を要する海面（公有水面）の埋立てが生じないように、島内に滑走路を配置することとします。

図-2.2.4 は、馬毛島における風向の分布について、気象庁が提供している解析値（毎時大気解析 GPV）の5年間（2013年1月～2017年12月）のデータを集計し風配図としたものです。馬毛島においては、北西～西北西方向が主たる風の方
向となつていますが、これらの方向では、FCLP の飛行経路が種子島と重なり空母艦載機が種子島上空を飛行して FCLP を行うことになるほか、馬毛島内に滑走路を配置することが困難なことから、この状況を回避するため、滑走路を北北西の方向としたものです（図-2.2.5）。

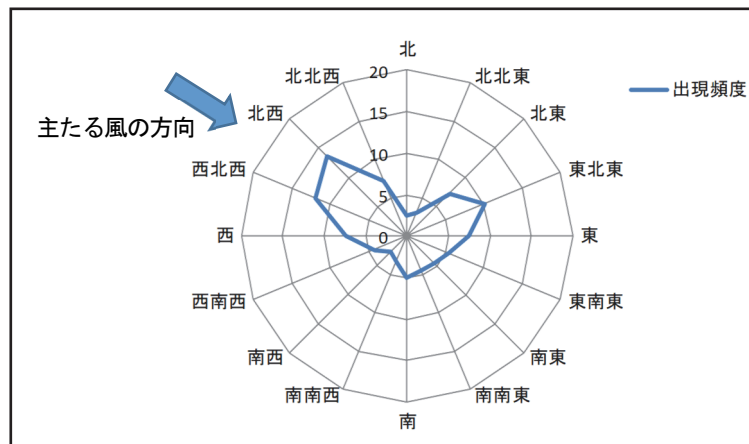


図-2.2.4 馬毛島の風配図

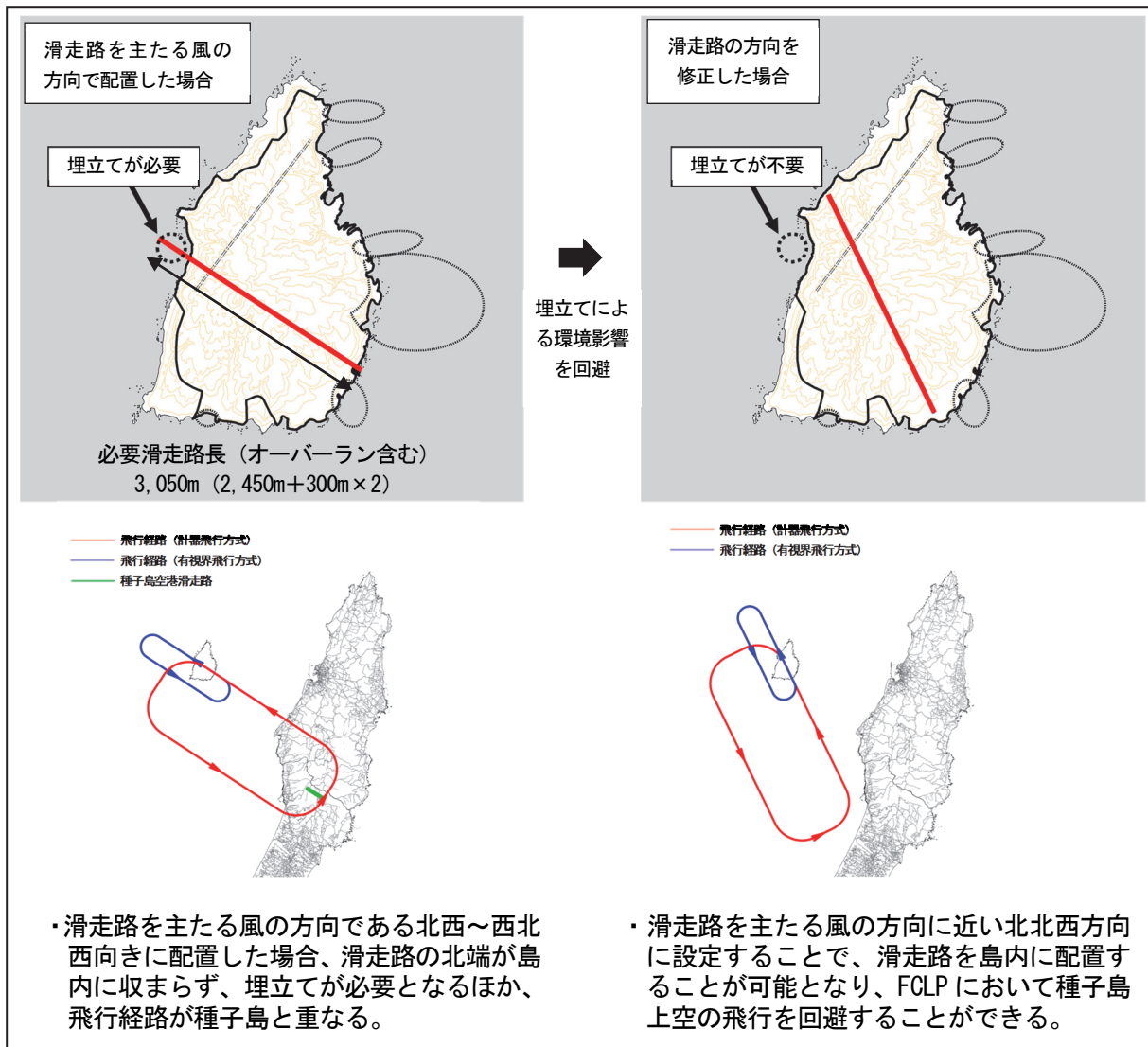


図-2.2.5 滑走路配置の考え方

b) 横風用滑走路

主滑走路については、Ⅰ.馬毛島における風向き、Ⅱ.FCLPの飛行経路及びⅢ.飛行場整備の環境保全・工期短縮を総合的に勘案した結果、許容される横風の割合（ウィンドカバレッジ）が十分でないことから、横風用滑走路を配置します。

c) 誘導路

滑走路と駐機場等の間を航空機が地上走行するための誘導路を配置します。